

盛岡市中小企業者人材育成事業補助金交付要綱（平成30年告示第 131号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

盛岡市長 内 舘 茂

改正

令和2年3月30日告示第167号

令和4年3月31日告示第203号

令和6年3月29日告示第153号

盛岡市中小企業者等人材育成事業補助金交付要綱

（目的）

第1 中小企業者等の経営能力の強化を図るため、中小企業者等が人材育成事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

（定義）

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は市の区域内に主たる事業所を有し、かつ、市税を滞納していない者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の者及び常時使用する従業員の数が300人以下の者であって、製造業、建設業又は運輸業に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の者及び常時使用する従業員の数が100人以下の者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の者及び常時使用する従業員の数が200人以下の者であって、宿泊業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の者及び常時使用する従業員の数が100人以下の者であって、宿泊業を除くサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

オ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の者及び常時使用する従業員の数が50人以下の者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

カ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の者及び常時使用する従業員の数が300人以下の者であって、アからオまでに掲げる業種のいずれにも属しない事業を主たる事業として営むもの

(2) 人材育成研修 独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学校が実施する研修又は国立大学法人東北大学大学院経済学研究科地域イノベーション研究センターが実施する地域イノベーションプロデューサー塾その他市長が適当と認める研修をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、中小企業者等の代表者又は従業員（市の区域内の事務所又は事業所に勤務する者に限る。）が受講する人材育成研修の受講料とし、これに対する補助額は、人材育成研修の受講修了者1人につき当該受講料の2分の1に相当する額（その額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、その額が15万円を超えるときは、15万円を限度とする。

(補助の実施期限)

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和7年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 人材育成研修の受講により、当該受講者の経営能力の強化が図られた者の数
- (2) 人材育成研修の受講を修了した後、当該人材育成研修で得られた成果を中小企業者等の経営改善を目的とした取組に取り入れた者の数

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期限は、別表のとおりとする。

制定文 抄

平成30年4月1日から施行する。

改正文（令和2年告示第167号抄）

令和2年4月1日から施行する。

改正文（令和4年告示第203号抄）

令和4年4月1日から施行する。

改正文（令和6年告示第153号抄）

令和6年4月1日から施行する。

別表（第6関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部	別に定める。
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	別に定める。
規則第9条第2項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1部	別に定める。
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部	別に定める。
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	別に定める。